

予算特別委員会会議録

○開 会 令和元年12月 9日 午前10:00

○散 会 午前10:39

○出席委員(18名)

| | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 1番 鈴木 壮 二 | 2番 戸 田 俊 樹 | 3番 菅 原 理 恵 子 |
| 4番 瓜 生 望 | 5番 鈴 木 斌 次 郎 | 6番 佐 藤 敏 雄 |
| 7番 鑑 仁 志 | 8番 中 川 光 博 | 9番 澤 井 昭 二 郎 |
| 10番 佐 藤 義 久 | 11番 伊 藤 正 吉 | 12番 藤 原 典 男 |
| 13番 堀 井 克 見 | 14番 菅 原 秀 雄 | 15番 小 林 悟 |
| 16番 大 谷 貞 廣 | 17番 児 玉 春 雄 | 18番 西 村 武 |

○欠席委員

な し

○説明のための出席者

| | |
|--------------------------|-----------------------|
| 市 長 藤 原 一 成 | 副 市 長 栗 山 隆 昌 |
| 教 育 長 工 藤 素 子 | 総 務 部 長 菅 原 靖 仁 |
| 市民生活部長 菅 原 剛 | 福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法 |
| 産業建設部長 櫻 庭 春 樹 | 上下水道局長 渋 谷 一 春 |
| 教 育 部 長 鑑 孝 子 | 農業委員会事務局長 児 玉 正 生 |
| 総 務 課 長 米 谷 裕 二 | 企画政策課長 千 葉 秀 樹 |
| 財 政 課 長 伊 藤 貢 | 市 民 課 長 菅 生 恵 子 |
| 税 務 課 長 鈴 木 学 | 社会福祉課長 筒 井 弥 生 |
| 長寿社会課長 伊 藤 国 栄 | 健康推進課長 櫻 庭 輝 雄 |
| 産 業 課 長 佐々木 涉 | 都市建設課長 菅 生 司 |
| 上下水道課長 畠 山 修 | 会計管理者兼会計課長 石 川 学 |
| 学校教育課長 山 田 敬 輔 | 幼児教育課長 櫻 庭 仁 |
| 文化スポーツ課長 鈴 木 健 二 | 天王公民館長 澁 谷 豊 |
| 選挙管理委員会・監査委員事務局長 宮 崎 久 春 | |

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博

議会事務局次長 児 玉 亮 悦

予算特別委員会会議録

令和元年12月 9日（1日目）午前10時00分開会

1. 議案審査（補足説明・大綱質疑）

議案第87号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について

議案第88号 令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
（案）について

議案第89号 令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
（案）について

議案第90号 令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）
について

議案第91号 令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について

議案第92号 令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）につい
て

2. 散会

午前10時00分 開会

○委員長（鈴木斌次郎） おはようございます。

ただいまの出席委員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

議案審査を行います。

大綱質疑については原則として款項までとし、所属する分科会の所管事項については質疑できませんので、宜しく願います。

また、委員の質疑時間は、1人15分以内で3回までとします。

【議案第87号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） はじめに、議案第87号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）についてを議題とします。

議案第87号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原委員。

○12番（藤原典男） おはようございます。宜しく願います。

2点にわたってお聞きします。

1点目は、歳出歳入にも関係あるんですけども、歳出の方のページ11ページの戸籍住民基本台帳費というふうなのがありまして、この中身についてはマイナンバーカード交付受付のプリンターを購入するというふうな内容ということで説明を受けましたけれども、これ総務省でもなかなか進まないというふうなことで再度こうマイナンバーカードの推進というふうなことでやってみたいんですけども、この内容ですね、割り当てがあるのかとかそういうふうな指導の内容とか、それから何台買うとか、それから、このやり方も含めて、恐らくこれ、ほかの会社をお願いしてやるというふうなことになると思うんですけども、そのことで伺いたいと思います。

それから、2つ目はページ14ページ、衛生費の中の母子保健費というのがありますけれども、委託料で子育て世代包括支援センターロゴマーク作成委託料というふうにありますけれども、これ何枚ぐらいするのか、つくるのかということと、使用方法、それからどんな場所というふうなところ、詳しくそこら辺のことをお聞きしたいんですけども、宜しく願います。

○委員長（鈴木斌次郎） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 12番藤原委員のただいまのご質問にお答え致します。

今回、マイナンバーカードの交付促進ということで予算を計上させていただいております。その事業の概要ということでご質問ございましたので説明させていただきます。

まず一つ、今回なぜこういった予算が出てきたかということではありますが、今年の9月3日に開催されました国のデジタルガバメント会議におきまして、マイナンバーカードの交付の計画が示されました。その計画では、令和2年、来年の7月末に全国で3,000万枚から4,000万枚、それから令和3年3月末、来年度末ということになりますけれども、このときに6,000万から7,000万枚、そして令和5年の3月末、この時点でほとんどの国民がマイナンバーカードを持っているような発行計画というものが示されました。その計画の中で、再来年の3月、令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用するという具体的な利用計画が出ております。このために、国家公務員と地方公務員に対しては今年度中にカードを取得するようというところで推奨されております。このために、今後、マイナンバーカードの交付申請、あるいは交付事務、これらが増えることが想定されますので、今回、特に交付申請に必要な事務機器ということでタブレット端末のリース料、あるいはプリンターの購入費、それからインターネット回線の使用料、こういったものを予算計上させていただきました。

で、マイナンバーカードのこの本市の状況ですけれども、カードの交付が平成27年10月から始まりまして、現在4年が経過したところであります。今年の10月末での本市の発行枚数が2,993枚、人口比では9.1%となっております。全国では、あっ、人口比で14.3%ということで、総務省資料によりますとこうなっております。本市かなり低い状況になっております。先ほど申し上げました、先ほどの国の発行枚数からいきますと、本市の場合、今後毎月500枚から900枚程度のカードを交付しなければ国の計画どおりには発行できないということにして、この令和2年、来年の7月末では大体8,500枚程度、そして令和3年3月末で1万6,000枚程度の発行を目指してこれから事務を行うということになります。このためには、出張申請ということで市役所だけでなく、ほかに出向いての申請も考えておりまして、そのためのタブレット、あるいはプリンターということになります。

以上でございます。

○委員長（鈴木斌次郎） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、14ページ、母子保健費の子育て

世代包括支援センターロゴマークの委託についてご説明申し上げたいと思います。

まずロゴマークでございますけれども、最終的には愛称の文字体、それとイラスト、まあデザインですけれども、そういったものを最終的には1枚に絞り込む予定となっております。これは、柔らかい雰囲気の親しみやすいような、子育て支援ということがございますので、そういったデザインを採用したいというふうに考えております。この使用方法でございますけれども、様々なPRのためのパンフレット、それからチラシ等ございますので、そういったものに使用していくというふうな状況になっております。

以上です。

○委員長（鈴木斌次郎） 12番藤原委員。

○12番（藤原典男） まずマイナンバーカードについて伺いたいと思いますけれども、これは法律的には強制ではないと思うんですけれども、本市に対する割り当てとかというふうなこともお聞きしましたけれども、まあそれは恐らく目標として割り当てはないと思うんですが、誤解してね、この事業を進める上でもう強制的なことになってしまえば嫌だというふうな方もおりますので、そこら辺は注意しながら進めていかなきゃいけないというふうに思います。

それで、この内容については申請のための書類をつくるためのプリンターが必要だと、今後の申請の枚数によるところの申請のための書類をつくるためのプリンターが必要だというふうなことです。とすれば、職員を配置して、今までのプリンターでもできるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺はどうなんですか。

それとあとはロゴマークについてなんですけれども、これ、じゃあこれはパンフレットとかに使うというふうなことです。市内のいろんなところには特別ポスターとしては使わないというふうなことなのではないでしょうか。そこら辺について。それで、これはどのような目的でというふうなところもお願いしたいと思いますけれども。

○委員長（鈴木斌次郎） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

今回利用するプリンターは、タブレット端末から直接印刷できるプリンターでございます。市ではタブレット端末から直接印刷できるプリンター、現在持っておりませんので、今回購入するというところでございます。

以上です。

○委員長（鈴木斌次郎） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ロゴマークの使用ですけれども、その予算書にありますように印刷製本費につきましても29万7,000円の予算を要求してございますけれども、そういったポスターの作成にも当然使われますし、そういったポスターの配布につきましては、市内の公共施設、それから人が多く集まるような場所には掲示したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（鈴木斌次郎） 12番藤原委員。

○12番（藤原典男） ロゴマークについてお聞きしますけれども、子育て世代包括支援センターというふうなことなんですけれども、一般の方が見れば、これ何のポスターなんだと、チラシなんだというふうなことになると思うんですよ。ですから、注釈はもちろん付けるとは思うんですけれども、そこら辺はどのようにお考えですか。

○委員長（鈴木斌次郎） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

当然ポスターでございますので正式名称についてはきちっと載せますし、そのロゴマークのデザインがどういった意味でどういったことをあらわしてるかということも、当然注釈は付けたいと思っております。やはり子育て支援というふうなことで、先ほども言いましたけれども柔らかい雰囲気、親しみやすいような雰囲気のデザインが重要だと思いますので、そういった形で使用していきたいということで思っております。

○委員長（鈴木斌次郎） ほかに質疑ありませんか。2番戸田委員。

○2番（戸田俊樹） おはようございます。

まず最初に、今回の補正額が3億9,000万円ほどあります。で、財調の取り崩しと、それから昨年度の繰り越しを入れて約3億6,162万5,000円ほどの収入を見込んで、歳出では基金の繰入れだと、こういうふうなやりくりをしておられますけれども、その根底にあるのは何なのか。こういうふうな作業をしなくとも間に合うのではないかと思います、その辺の考え方を少しご説明いただきたいと思っております。

それから、起債の段階で幼保一体の段階では830万円のプラスに、8,130万円に補正しておりますけれども、用地購入のほかにどのような面をとらまえてこのような積算根拠になったのか。さらには、社会福祉施設の整備事業に800万円のマイナスを組んで、ある事業

をまあこの予算減をしてるということですので、その辺のところについて少しご説明をいただきたいと思います。

○委員長（鈴木斌次郎） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤 貢） それでは、ただいまのご質問にお答え致します。

第1点目の財調の繰入金と歳出の積立金の関係でありますけども、このたびの補正でまず平成30年度実質収支の2分の1を積み立てすると、これは地方財政法に定まっております、その分としましてこのたび12月補正で実質収支の、昨年度の実質収支の2分の1を積み立てを行うこととしております。その関係で、要は数字上と致しましてあくまでも積み立てということの歳出を要は計上することになりますので、繰入れ2億1,000万円、そして歳出の2款1項17目の基金費において積立金として3億6,161万5,000円を計上するというので、これはあくまでも繰入金の財政調整をするという考え方のもとに計上しております。

2点目の市債の関係でございますが、幼保一体施設整備事業債につきましては、これは830万円の増額となっておりますが、これは天王こども園の整備事業に伴う国有地の取得及び天王相撲場の解体工事に係る起債となっております。その次の社会福祉整備事業につきましては、これは800万円を減額するものとなっておりますが、これは出戸児童クラブ（仮称）の整備事業の実施設設計の委託、これが請負差額が出ましたので、その分としまして800万円を減額するという予算となっております。その次の農業基盤整備事業につきましては、これは110万円の……いいですか。

では、以上であります。

○委員長（鈴木斌次郎） 2番戸田委員。

○2番（戸田俊樹） 聞いていないことまでご答弁いただくこととは思いませんでした。

そのようなやりくり算段をするというのは、地方財政法の必要欠くべからざる、法を守る意味では前年度の繰り越しを積み立てにすると、結構なことだと思いますけども、これはもう9月の段階でできる話じゃないかなと思いますけども、それは今後の来年度の本予算を組む段階での財政の見通しを見るための必要事項かと思えます。それはわかりました。

それで、幼保一体事業に210万円のこういうまあ土地を求めるということと相撲場の解体ということで、この分を補正をせざるを得ないと。少し展望といいますか、このこども園の建設にかかわる当初の予算というのは13億円ほどというふうなことでしたが、そ

の後のこういうような関係で地方債の補正をしながら取り巻く周りのものの除去なり新規なり、まあいろいろな測量やいろいろあるんでしょうけども、もう少しこう緻密な計算上、最初からのプランニングする段階で必要ではないかと思えますけども、いかがですか。

○委員長（鈴木斌次郎） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

もう少し緻密な計算ということでございますけれども、我々計画段階から、まず全体事業として13億円というのは私もさせていただいてますし、それに伴って用地取得等発生する場合にはそれに伴う予算、それから解体、相撲場の解体等も出てきますので、それらも今後発生するということをお答えしながら進めてきたもので、当初から想定しながらの事業推進ということでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○委員長（鈴木斌次郎） 2番戸田委員。

○2番（戸田俊樹） あの土地に幼稚園、こども園を建設するということについて、当初からいろいろな面を考慮しながらやってきたとは思いますが。まあそういう意味では理解はしますが、こういう相撲場の解体費に対して700万円ほど計上せざるを得ないということは、どうも忍び難きを忍んでやるんでしょうけども、何かもう少し案がなかったのかなと思えますけども、いかがですか。

○委員長（鈴木斌次郎） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

相撲場の件について何か案はなかったのかということでございますけども、当初からあの場所に建設するといった場合には、あの相撲場につきましては解体する以外に方法はなかったのかなと思っておりますので宜しく申し上げます。

○委員長（鈴木斌次郎） ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第88号 令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） 次に、議案第88号、令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてを議題とします。

ここで当局より補足説明の申し出がありますので、これを許します。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 私から国保会計の補正予算の補足説明をさせていただきます。

国民健康保険事業における事務の算定ミスに係る新聞報道が11月6日以降続いております。本定例会に報道されている算定ミスに関係する予算を提出しておりますので、3日の大綱説明に続きまして、これまでの経緯や内容等について補足説明をさせていただきます。

はじめに、誤りのあった事務事業の名称と期間について申し上げます。

1つ目は、高額医療費共同事業でありまして、誤りの期間は平成20年度から平成29年度までの10年間であります。

2つ目は、保険財政共同安定化事業でありまして、誤りの期間は平成20年度から平成26年度までの7年間であります。

続きまして事業の目的ですが、これら2つの事業は、小規模な保険者において高額な医療費が発生した場合に急激に財政事情が悪化するのを防ぐために、医療費の状況に応じて各市町村がお金を出し合い、それを再配分することで国保財政の安定を図るというものであります。今後は誤りについての精算を行うこととなりますが、現段階でわかっている範囲で報告をさせていただきます。

はじめに、高額医療費共同事業の精算について申し上げます。

本事業では、時効が成立していない平成26年度から平成29年度分について精算を行います。本市の精算額は総額で約8,635万円となる見込みであります。このうち本定例会には、国民健康保険事業特別会計補正予算書(第2号)(案)の5ページに記載のとおり、9款1項6目高額医療費共同事業精算返還金として国保連合会に返還する分の2,441万8,000円を計上しております。また、保険財政共同安定化事業分の精算については、現在、国保連合会からの情報提供を待っている状況であります。

続いて、算定誤りの原因について申し上げます。

今回2つの事業についての事務は、平成29年度まで国保連合会において全県分を一括で行っておりました。国保連合会からは、平成20年度の医療制度改革に伴って算定方法が変わった際に、制度への理解不足と電算システムへの入力誤りがあったこと、10年間誤りが続いていたことについては、歴代の担当者が前例踏襲で作業を行っていたことと、

内部のチェック機能が働いていなかったとの説明を受けております。

最後に、これまでの経緯について申し上げます。

県内市町村に初めてこの情報をもたらされた、知らされたのが9月下旬であります。その後11月13日に国保連合会から事業費の精算額について通知があり、差し替え前の補正予算書にはこの通知に基づく金額で予算計上しておりました。その後、精算額を変更する旨の発表がありましたので、この金額に基づいて再度補正予算書を調整し、定例会初日に差し替えさせていただいたものであります。

以上です。

○委員長（鈴木斌次郎） 議案第88号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原委員。

○12番（藤原典男） 原因は県の国保連合会にありますけれども、しかしながら、示された内容については市の方でその都度その都度年度ごとに計算しながら、これが誤りじゃなかったのかというふうな気づく要素はなかったのかどうなのか、そこがまず1点お聞きしたいと思います。

それから、8,635万円の支払いのうち、平成26年から29年ですね、時効を除いた分ですけども、今年度分については2,441万8,000円ですか。じゃあ残りののは来年度以降一括になるのか、それとも3年、4年でいいのかという支払い方法なんですけれども、そこについては明示されておりますか。

○委員長（鈴木斌次郎） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

まず1点目の市の方でこういった金額について気づく要素があったのか、なかったのかということでございますけれども、算定については国保連合会が一括して行っておりまして、市町村にはその算定後の金額が示されているだけということございまして、算定のために使う数値、そういったものが示されておりました。そのため、市町村では気がつくことができなかったということでもあります。

2点目の残りの精算額についてということでもありますけれども、精算額の1つ目の高額医療費共同事業を行う際に、国、県からの補助金があります。そのうち、県からの分、これが4年間返還することとして3,422万4,000円となる予定ですが、これについては県からきちんとした形で示されておられませんけれども、今年度中に精算ということで3月定例会、次期定例会に提案する予定であります。また、国庫支出金、こちらについては

来年度、令和2年度の精算になる予定ですが、これは3年分ということで2,771万円程度となる予定で、いずれも1年間で全額精算するということの方針を示されております。

以上です。

○委員長（鈴木斌次郎） 12番藤原委員。

○12番（藤原典男） こちらの権限ではないとは思いますが、算定のための額が示されていないので気づく要素がなかったというふうな説明でございましたけれども、これがやはりね、今後もこのような状態が続けば、やはり担当者が変わるたびに法律が変わるたびに間違いがやはり出てくるというふうな可能性がありますので、これは何らかの方法で市町村もね、この本市でもこの算定の仕方とかについて参考になる資料をいただいて、本当にいいのか悪いのかというふうなあたりはやはりこれからチェックしていく必要があると思うんですよ。ですから私はそういうふうに思いますけれども、そのことについてまずお考えをお聞かせください。

それから、返還の方法なんですが、来年度分、3月定例会でというふうなことの一括ですね、これはやはり連続でこういうふうな額をもう支払うというのは無理があるのだと思いますから、それは県の方にしゃべって、もう何年か払いにさせていただきたいというふうなことは言えることができると思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。もうまるっきり当てにされてないだとか、いろいろあるとは思いますが。

○委員長（鈴木斌次郎） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

1点目の市町村もこういったことがないように気をつけるべきではないかということでもありますけれども、平成30年度の国保制度改正で国保財政の主体が県に移っております。それに合わせて、この事業も、高額医療費共同事業、これについても県の事業となっております。歳入歳出が市町村の予算からなくなっております。そういったことで県単独で実施する、まあ算定を行うということに変わりましたので、潟上市、まあ市町村の国保としては事務が全く外れたということで、この後は県の方にきちんとした事務を行っていただくといったこと以外ない状況になっております。

それから、2点目の精算についてでありますけれども、県からの情報では国から単年度で精算しなさいと言われていたそうでもありますので、まあそういうことですので単年度で精算せざるを得ないのかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（鈴木斌次郎） ほかに質疑ありませんか。2番戸田委員。

○2番（戸田俊樹） 国や県からの補助をいただいて福祉の医療関係の困難者にこういうふうにして福祉の手を差し伸べていながら、国の元請負から県に渡った段階で県の方で職員がミスをする、と、連合会が。今度は、国では県の責任だから県で処理しなさい。市町村から1年でまず集めると、戻せと、こういうふうなことはなかなか通らないと思うんです、一般的には。やはり非を認めて、各市町村が分割払いをするなりしなきゃいけないし、または国の方で法を改正して、まあ時効分はとらないというふうなことを簡単に言うんだけど、そうじゃなくて、もともととらなさいと。そして、さらにこの法についてどうなんだというふうなことを、国保連合会の方に潟上市からも、まあ評議員か委員か何か派遣されてるはずですし、担当者がそんな会議に行ってるはずなんですよ。そこをわきまえて行動してない限り、こういうミスは必ず人のことだから続くと、ミスは必ずあるんだ、こういうふうなことでは日々の職務のあり方を再検討せざるを得ないと、これは市民からの声ですよ。まあそんなことを考えると、やはり県に対してものを言えないという状態であるならば、やはり何らかの方法で県をただすよりないと思うんですけども、まあ来年度そういうふうな予算を組まざるを得ない国保会計になりますけども、まあ県一本になってるんですけども、本当に残念でならないなと思っておりますので、その辺に対する当局の何か見解があればお願いしたいと思います。なければなくていいです。

○委員長（鈴木斌次郎） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、1点ちょっと誤解なさっている部分があるのかなと思いますのは、今回のミスが発覚しましたのはあくまでも国保連合会の方でございますので、30年度からは県の方にその事務が移行されておまして、そちらは適切に進められているということでございますので、その辺をご理解していただきたいと思います。

○委員長（鈴木斌次郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第89号 令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） 次に、議案第89号、令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）についてを議題とします。

議案第89号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第90号 令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） 次に、議案第90号 令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）についてを議題とします。

議案第90号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第91号 令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） 次に、議案第91号 令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてを議題とします。

議案第91号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設分科会で詳細審査をお願いします。

【議案第92号 令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）について】

○委員長（鈴木斌次郎） 次に、議案第92号 令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてを議題とします。

議案第92号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木斌次郎） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設分科会で詳細審査をお願いします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

この後、各常任委員会及び予算特別委員会分科会が開催されますが、開始時刻については、各委員会において決定くださるようお願いいたします。

また、12月17日火曜日、午前10時から本特別委員会を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労様でした。

午前10時39分 散会